

第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画（素案）に関するパブリックコメントでいただいたご意見に対する市の考え方について

【実施期間】令和2年12月25日（金曜）～令和3年1月15日（金曜）

【意見数】提出者5名（直接持参1名、意見投函箱2名、電子申請2名）、意見数21件

No	分類	ページ数 (素案)	ご意見	市の考え方
1	計画 全体	—	行政に興味のある方ばかりではないので、きれいにまとめようとするより、きめ細かな文章や表現も場合によっては使用しつつ、もう少し内容も具体的な表現と中身を詰め込んだ文章があると有難いと思います。「行政」の立場にない人には、先が読めないことに不安を感じるのです。「国と市の考え方が同じ」という表現がありましたが、どの部分のどのような点で同じなのか、国の考えも具体的に文章化してほしいとも思いました。	ご覧になる方の障害の状況によって求める内容も異なると受けとめており、それらを網羅し表現するのはなかなか難しい状況です。そのような中、計画の作成にあたって、具体的な記載ができる部分については多くの方に理解いただけるよう、可能な限り記載している状況です。「国の考え方と同じ」と記載している部分においては、その元となる国の考え方についても抜粋して記載しております。 また、内容がよりわかりやすくなるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」、「地域生活支援拠点等」など専門的な用語について説明を加えるとともに、巻末に資料編として「用語説明索引」を追加いたします。
2	計画 全体	—	役所は公平性を確保する為、個別の対応をせずに実情が把握でき、よい行政サービスや支援が可能なのでしょうか。特に命にかかわる現場は重要なのではないのでしょうか。	障害福祉サービスや支援においては、そのサービスや支援の有無が命にかかわるものであるため、個々に寄り添ったサービスや支援を行うことが重要と考えています。そのため、障がい当事者の皆様からのご意見をお聞きしながら、障がい者団体、サービスを提供する事業所、庁内の関係部署などの関係者と連携を図りながら、より良いサービスや支援が行えるよう、引き続き取り組んでまいります。
3	計画 全体	—	「初めての行政対応のケース」について、人は見通しを持つことが出来て、初めて不安が少なくなると思うので、早急な対応や改善を望みます。又、人によって必要な配慮も違うと思うので「公平性の確保」の意味を再度検討されるべきなのではないのでしょうか。「公平性を担保」する為の個別対応こそ重要なのではないのでしょうか。	「初めての行政対応のケース」について、どのようにしたら個々に寄り添った支援ができるのか、障がい当事者、障がい者団体、保健・医療・福祉関係者などからご意見を伺いながら、検討・対応してまいります。また、「公平性の確保」の意味を再度検討すべきとのことですが、個々の状況によって求められることが異なることもあり、ひとまとめに整理することは難しいと考えています。しかし、困難な状況におかれている障がいのある方に対し、第三者から見て、他の障がい者に比べ偏った対応がなされていないかどうかという視点を持ちながら、個々の障害特性に応じたサービスや支援を提供することが重要であると考えています。

No	分類	ページ数 (素案)	ご意見	市の考え方
4	計画 全体	-	移行対応や支援体制の不備の為、本来受けられるはずのサービスや支援が受けられなかった方々への責任について、明確なのでしょうか。	障害の程度や症状は個人ごとに異なり、また生活環境の変化によっても必要な支援は変わっていきます。サービスや支援について疑義がある場合には、まずは市や相談支援事業所へご相談いただければと思います。
5	地域包 括ケアシ ステム	P11	地域包括ケアシステムの図なども拝見致しました。よいと思いましたが、適切な支援を受ける為にも、セーフティネットが重要だと考えますが、法的視点から「プライバシー」との関係はどう政策的に、制度的に折り合いをつけて適切に活用されているのでしょうか。	地域包括ケアシステムの構築に向けては、多摩市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に配慮した上で、関係者間での情報共有等を行っております。この条例では、個人情報を収集する際は、目的を明らかにして、本人から直接収集することを原則としますが、本人同意がある場合や生命など安全を守るために緊急やむを得ない場合などは本人以外から収集できると規定されています。
6	差別解 消	P12	「合理的配慮（reasonable accommodation）」について、「市」と「業者」が障害が重いケースを除き、必ず合理的配慮をしなければならないという事ですが、結局のところ「合理的配慮」とは血の通わぬ対応や対処になりがちなのではないのでしょうか。通常はまだしも、障害者対応や緊急事態こそ暖かみのある対応や接し方、又は、きめ細かな配慮の方が必要で大切なのではないのでしょうか（感染症やコロナ対応等は一概に言えないケースもあるとは思いますが）。	合理的配慮とは、障がいのある方が困っていたり、「こうしてほしい」と障がいのある方から伝えられたときに、バリア（社会的障壁）をなくするための対応や工夫をすることです。このときに、お互いにきちんと話し合っ、負担が重くできない場合は別の方法を提案するなど話し合いによって双方の理解に努めること（建設的対話）が重要です。市では、こうした考えに基づき、対話を大切にしながら、きめ細やかな対応が行えるよう取り組んでまいります。
7	差別解 消	P12	「シンボルマーク」や「支援ボード」について、「ヘルプマーク」は時々目にしてはいますが、それ以外のマークの「社会への認知度の普及の為の工夫」や「政策での活用・推進」が、もう少し可能なのではないのでしょうか（PR含め）。	ご提案いただきましたヘルプマーク以外のマークの周知や活用の推進については、市では障害者週間に合わせた周知広報や、障害者差別解消法の概要や必要な配慮などをまとめた「心つなぐ・はんどぶっく」への掲載等を通じて行っているところですが、更なる推進方法についてどのような手法が効果的なのか、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会等でご意見を伺いながら検討を進めてまいります。
8	多摩市 の状況	P20	「障がい者や支援する家族等の高齢化が進む」とあります。地域福祉計画では冒頭で「8050問題」にふれています。老々介護等も含め、こういう言葉を使用しないのは何か理由があるのでしょうか？	地域福祉計画で記載されている「8050問題（80代の親が50代の子どもの生活を支えているという問題等）」等への対応について、障害福祉分野においても、障がい者や支援する家族等の高齢化の進展に伴い、8050問題等の複合化・複雑化する課題へ対応が必要となっている状況があることから、P42、第2章5「多摩市の課題」(1)の一つ目の○に、「8050問題」等についての記述を追加します。あわせて、「8050問題」を巻末の「用語説明索引」に追加します。

No	分類	ページ数 (素案)	ご意見	市の考え方
9	多摩市の状況	P25	(3)認定数の表について、平成26年と令和2年の対比ができて見やすい。	ご意見ありがとうございます。
10	実態調査結果	P29	生活実態調査の結果 3- (1) -③ ア～カまでありますが、こういう表記の仕方は全体がつかめて助かりません。	ご意見ありがとうございます。
11	実態調査結果	P29	生活実態調査の結果 3- (1) -④ 回答率が42.8%というのは低すぎます。市役所の出向くと、いつも障害福祉課のカウンター前に相談者がいます。それだけニーズがあるということだと思います。市としてこの数字をどう受けとめているのでしょうか？もっと高くする対策は考えているのでしょうか？	多摩市障がい者生活実態調査について、パブリックコメントの段階では、42.8%（速報値）と記載しておりましたが、確報値では43.8%となりました。前回（H29）の44.8%と比べると1.4ポイント下がっている状況です。 例年、この実態調査を実施する際に、今後の施策に反映するため、どのような生活状況にあり、市に求める施策はどのようなものなのか、設問はできるだけわかりやすく、多くしすぎないなどの検討を加えているところではありますが、回答率はお示したとおりです。回答率を高くするためどのような工夫・改善ができるのか、多摩市地域自立支援協議会でもご意見を伺いつつ、他自治体の実施状況も参考にしながら、検討してまいります。
12	サービス確保の考え方	P43	人材育成について、「現場体験」と「実務的研修」の両方の充実がよいと思います。	ご提案ありがとうございます。本計画では、「障がい者の高齢化・重度化が進む中でも、将来にわたり安定的にサービス提供していくため、人材確保に向けた取組を事業所のご意見を伺いながら検討」することとしており、検討する上での参考にさせていただきます。
13	新型コロナ対応	P48	コロナ関連、医療機関がひっ迫していて対応や状況確認が難しいケースは、指先等の簡易検査器具「パルスオキシメータ」など検査キットを貸出し、来庁者など使用可能にしたり、高齢者福祉施設や障害者施設には、基金や寄附、予算を活用し、有効活用できる制度設計やしくみ作りを急がれたらいかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策について、今年度多摩市としては、障害福祉サービス事業所への支援策として、感染防止対策に必要な費用に使える応援金や、PCR検査等に要する経費補助などを行ってきています。いただいたご意見を参考にさせていただきながら、個々の状況やニーズを踏まえ、どのような支援ができるのか検討してまいります。
14	サービス確保の目標	P49-56	「サービス提供体制の確保」について、これらに係る目標値の設定基準は明確な方が理解しやすいと思います。	サービス提供体制の確保に係る目標については、国の基本指針に基づき、設定しております。その設定に当たっての考え方や設定根拠については、文中や表内に記載しておりますのでご確認ください。

No	分類	ページ数 (素案)	ご意見	市の考え方
15	サービス 確保の 目標	P49-56	第6期目標のことですが、なぜ市で数値設定をせず都がするのですか（会計上の理由でしょうか。独立性を加味されてのことでしょうか）。市の計画に都が関与すべき範囲なのでしょうか。	サービス提供体制の確保に係る目標については、国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、都が設定するもの、市が設定するものに分類されています。例えば、「(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る目標については、都が設定するものとされています。
16	相談支 援体制 の充 実、強 化等	P56	(6)相談支援体制の充実,強化等についてです。市の計画では、障がい者というのは、18歳以上の方に限っておりますか？もし限っているのであれば、なぜ障がい児のことを考えてくれないのでしょうか？子どものことについて、親が障がいについて勉強して対応している、専門知識があるわけではなく、また相談する相手がいないと本当に支援の方法は正しいのかわからなくなることがあります。 学校の先生は教育的な対応を、病院の医師は医療的な対応で、相談にのってくれます。ただ、本当の意味で、障がいについての専門家と携わることがなく、相談専門の人と接点があれば、子育て中において心強いので、相談支援体制の強化として、障がい児にも適応してもらいたいです。	「(6)相談支援体制の充実,強化等」については、18歳以上の方に限っているものではなく、全ての方を対象としております。今後、「総合的・専門的な相談の実施、地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保」として、どのような取り組みができるのか、令和2年度に厚生労働省が行っている相談支援体制の充実・強化等についての調査研究で示される予定の参考事例も踏まえて、取組内容の検討を進めてまいります。
17	サービス 見込み 量	P58	5-（1）訪問系サービスの表について、「高齢化で介護保険へ移行+コロナで減少」と述べていて「利用ニーズの増加を見こんでいる」とも述べている。第5期では毎年8人ずつの増加を見こみ第6期では6人ずつの増となっている。同様にサービス量も月600時間ずつの増となっていたのに、第6期では月400時間ずつの増となっている。減少を予測しているのはなぜ？私は重度訪問介護サービスを受給している人を知っているが、いつももっと手厚くできないものかと思っています。	訪問系サービスの見込み量について、計画策定時の直近3年の実績を踏まえて見込んでいます。今期計画の直近3年の実績は、全体として利用者数は微減傾向にある一方、1人当たり利用時間数は増加している状況です。こうした状況を踏まえた上で、さらなる高齢化・重度化を見据え、これまでサービスを利用していなかった方々（潜在層）のサービス利用が進むことも考え、利用者数、サービス量ともに増加を見込んでおります。また、訪問系サービスを手厚くできないかのご意見につきましては、様々な障害施策に対する要望もある中、要望全てに対応するのは難しい状況にあります。市としては直接のご要望に応えられない場合は、お困りの状況が解決につながるよう、ご相談を伺いながら代替の対応などに取り組んでいるところです。

No	分類	ページ数 (素案)	ご意見	市の考え方
18	サービス 見込み 量	P78	<p>(8) (障がい児) 相談支援 &lt;障害児支援利用援助&gt; 及び &lt;継続障害児支援利用援助&gt; について。(障がい児) 相談支援の実績がわずか一桁というのは問題。たしかに障がい児相談支援は全国的にみても保護者によるセルフプランに流れやすく、実績数も少なくなる傾向にある。しかし市の実績の少なさは近隣の市区町村と比較しても異常である。これはセルフプラン利用の多さや対応できる事業所が限られていることだけでは説明がつかない。そして相談支援実績が少ないことは障がい児のサービス利用において、相談支援事業所によるアセスメントやモニタリングが十分機能していないことを意味する。新たな計画の目標値をみても毎年1ずつの積み上げしかない。これではなんの努力もしないと言っているに等しい。国は「令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。」と言っているし、本来はサービスを利用する全ての障がい者・障がい児が計画相談支援・障害児相談支援を利用することが原則とされている。この目標数値は明らかにそれらに反している。抜本的な見直しをすべきと考える。</p>	<p>障がい児相談支援については、市内で対応可能な事業所が限られていることもあり、利用実績が少なくなっている状況です。現状としてセルフプランの利用が多数であることから、実績に基づき微増で見込んでおります。市として、相談支援事業者に対して、事業所等連絡会等において、受入数の増加等について働きかけを行っておりますが、相談支援専門員が不足していることが課題となっています。そのような中、相談支援を必要とする児童に対応できるよう事業実施の拡大に向け、どのような取組ができるのか、事業所の意見も伺いながら、引き続き検討を進めてまいります。</p>

No	分類	ページ数 (素案)	ご意見	市の考え方
19	計画の 推進に 向けて	P80	利用実績がないものについて、原因や必要性について、早期に判断をし、一番必要なものから支援や予算化がされるべきですが、その後の事務手続きや対応について職員の方の理解は充分なのでしょうか。特に障害者雇用の現場は人手や支援が2倍必要なぐらいではないでしょうか。改善されているのでしょうか。	計画の進捗状況については、毎年度、実績を把握した上で分析・評価を行い、利用実績がないもの等は必要に応じて見直すとともに、必要性が高い施策について検討し、予算化する対応を行っています。その際には、多摩市地域自立支援協議会や事業所等連絡会を中心として、市内の障がい者団体、事業者、庁内の関係部署などと連携を図りながら、必要な検討を進めている状況です。 また、市内の事業所では、サービスを提供する人材の育成・確保や処遇の改善などが課題となっています。市としては、本計画では、「障がい者の高齢化・重度化が進む中でも、将来にわたり安定的にサービス提供していくため、人材確保に向けた取組を事業所のご意見を伺いながら検討」することとしており、そうした新たな対応の検討を行いつつ、この課題は、市単独で解決できるものではないため、国や東京都に継続的に報酬体系や十分な研修制度の確立等について要請してまいります。
20	計画の 推進に 向けて	P80	調査等もなされ、より詳しい分析等もなされているかと思いますが、「利用実績」がないものについて、その原因や必要性を早期に判断をなさり、無駄な支援は極力除き、一番必要な部署や現場、人々に予算措置や給付等の支援が迅速に行われ、ダイレクトに届くのがよいのではないのでしょうか。本人確認など十分に行われているのでしょうか。	
21	その他	—	おとし居住しました。外装のレンガは一度クリーニングして欲しい。内装はきれいにされているが、外装は自動車の排気のせいでたいへん見すばらしい。	総合福祉センターの外壁についてのご意見かと思われますので、ご意見の内容を所管部署（福祉総務課）へ情報提供させていただきました。